

第10回 四条通エリアマネジメント会議 説明資料



令和4年3月31日

1. 「四条通エリアマネジメント会議」について

(1) 設置の趣旨等

ア 設置趣旨

四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に伴い、四条通におけるエリアマネジメント組織として、関係事業者等が、適正な四条通沿道利用のルールづくりと管理に向けた取組を行うとともに、タクシーや物流車両等の沿道アクセススペースの配置を検討するため、四条通エリアマネジメント会議を設置する。

イ 会議の公開について

第1回の会議において、会議の開催状況については、議論の内容をまとめた摘録を公表することによって、会議の内容を公開することとなった。

そのため、これまでの会議の配布資料及び摘録については、本市のホームページに掲載している。

ウ これまでの経過

第1回(平成24年 6月11日)	第2回(平成24年10月19日)
第3回(平成24年11月20日)	第4回(平成25年 9月19日)
第5回(平成26年 1月31日)	第6回(平成27年10月26日)
第7回(平成31年 3月31日)	第8回(令和 2年 3月16日)※
第9回(令和 3年 3月23日)※	

※は書面開催

※第4回会議までは、「四条通沿道協議会」として開催。第4回会議において「四条通エリアマネジメント会議」に名称変更。

(2) 四条通沿道管理 適正利用に係る各団体の主な活動状況

団体名称	取組内容	活動頻度
京都タクシー 業務センター	・タクシー巡回指導員による指導, 啓発	原則毎日(平日)
	・運行管理者による街頭啓発	週1回(金曜日)
	・新規タクシー事業者への周知	新規事業者登録時
京都府トラック協会	・事業者への指導・啓発及び新規事業者への周知	随時
	・貨物集配中の車両に対する駐車禁止規制が緩和された3区間(御池通, 三条通, 五条通)の周知・啓発	広報誌(年2回)及びチラシの配布
四条繁栄会 商店街振興組合	・物流事業者や一般客等への周知・啓発 ・沿道アクセススペース利用実態の把握 ・新規出店店舗への周知・啓発	随時
	・タクシー乗り場からはみ出し車両及び 違法な自転車通行等の指導・啓発	週1回
京都市	・違法駐車等防止指導員(自転車安全利用促進啓発員と兼任)による巡回指導・啓発	週2~3回
	・各会議(物流WG, タクシーMM会議, 四条エリママネジメント会議)運営	各年1回程度
	・中心市街地重点路線等クリア作戦(タクシー業務センターなど関係団体と連携した巡回指導・啓発)	年4回程度(四条通)
	・マイカー流入抑制対策(デジタルサイネージの活用など)	年2回(春・秋)
	・タクシーマナー向上キャンペーン(タクシー車内での乗降ルールの周知など)	年1回(2週間程度)

2. 四条通における主な指導・啓発の取組

違法駐停車車両防止の取組【充実】

○ フリーペーパーを活用した周知・啓発



Leaf mini 49号



○ タクシー車内デジタルサイネージを活用した利用者向け啓発



○ 中心市街地重点路線等クリア作戦



活動の様子



タクシー車内の様子発

3. マイカー流入抑制の取組

(1) 広報・周知啓発

- 迂回誘導看板, 電光掲示板の設置及び国道情報板を活用した周知 【通年】



(迂回誘導看板 19箇所)



(電光表示板 15箇所)



(国道1号線, 171号線他)

【参考】デジタルサイネージを活用したパーク&ライドの周知及び利用促進

京都市内への自動車の流入抑制と公共交通の利用促進を図るため、近隣自治体、駐車場事業者等と連携し、乗換えに便利な駐車場を通年のパークアンドライド駐車場として広報し、利用促進を図っている。



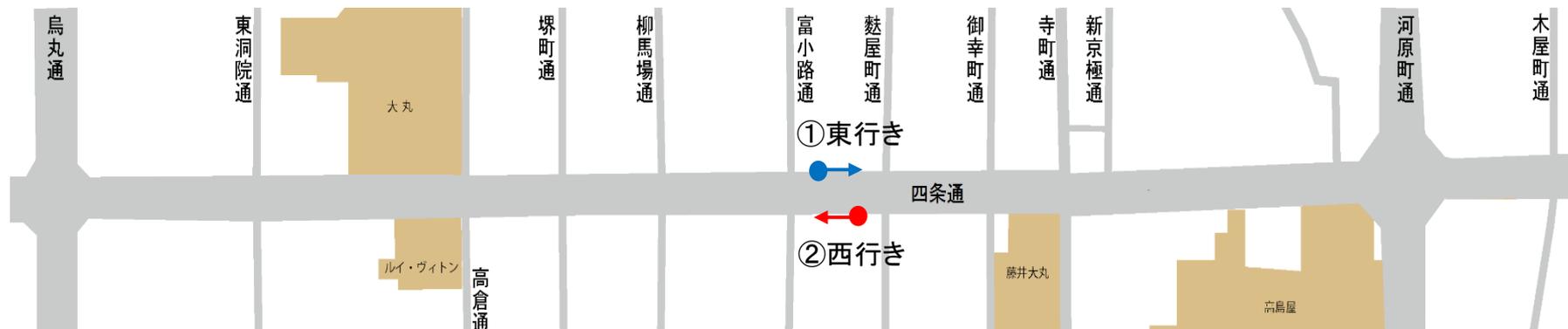
掲出の様子 (コトチカビジョン)



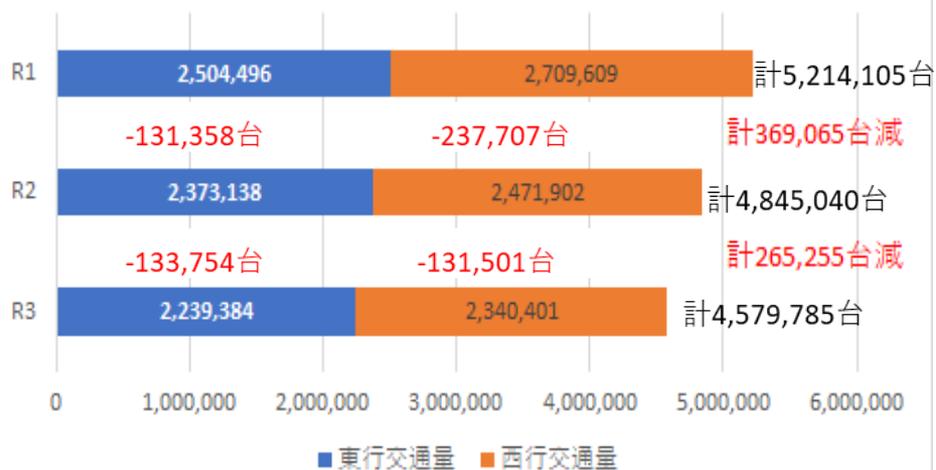
掲出の様子 (スシロー城陽店)

(2) 四条通の交通量（令和2年と令和3年の比較）

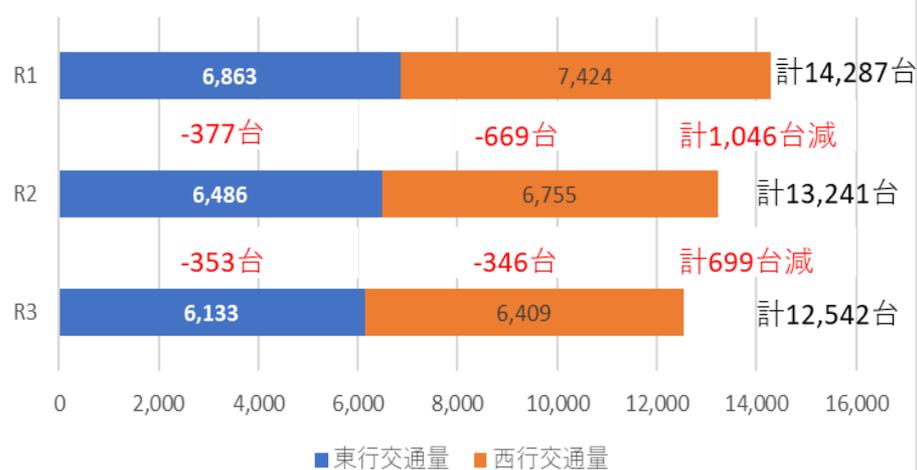
- 令和元年度からの2年間で交通量は**634,320台（1日あたり1,745台）減少**
- 東西別交通量の変化をみると東行に比べて**西行交通量の減少台数が鈍化している**。



年間交通量



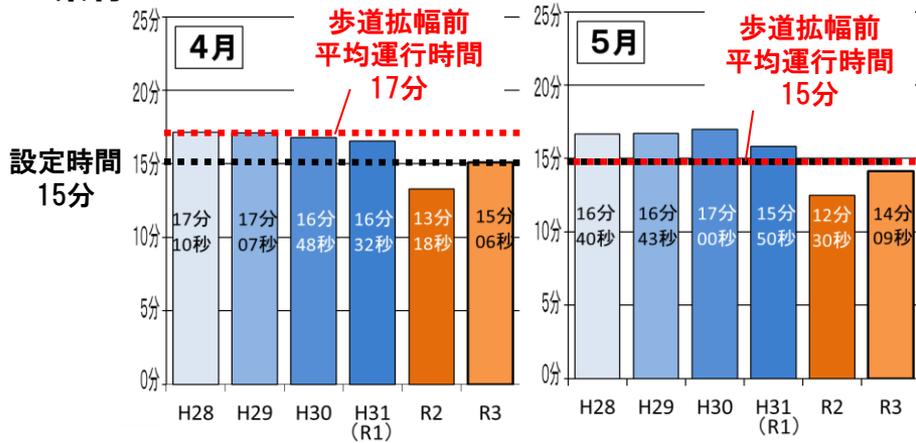
1日あたりの交通量



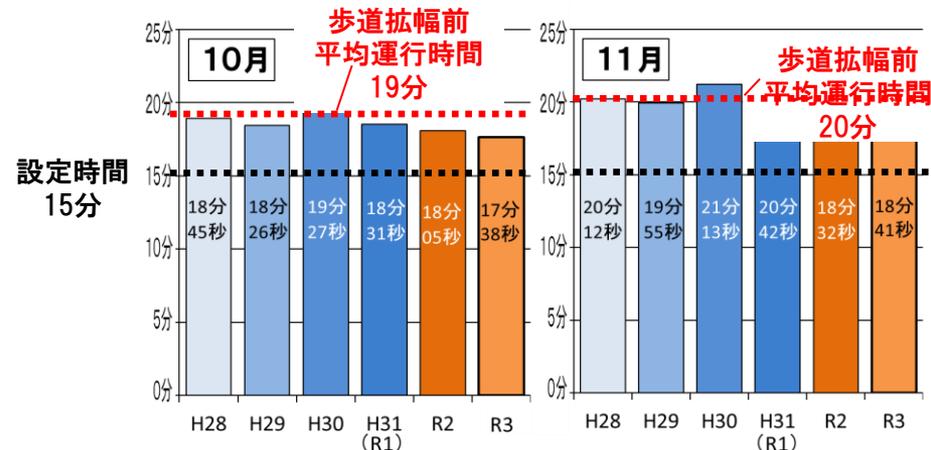
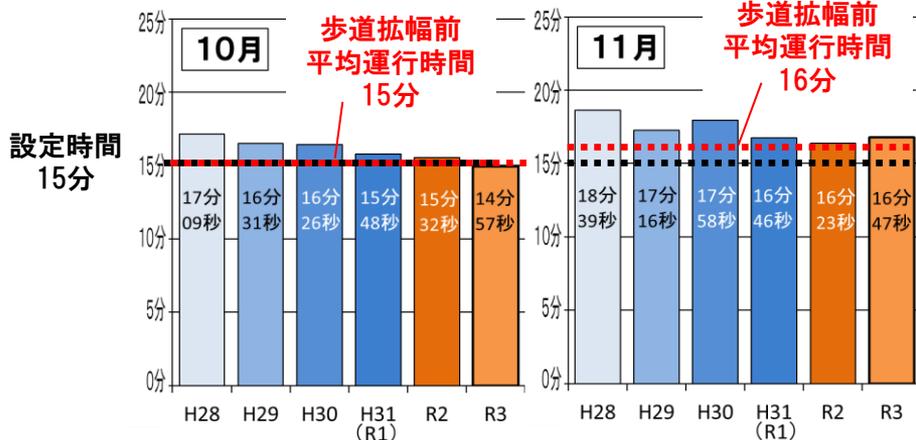
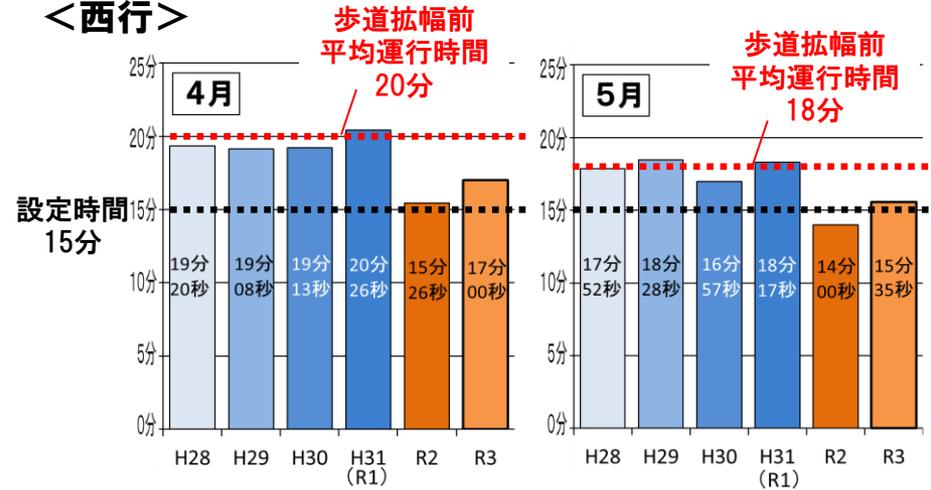
(3) 市バスの平均運行時間

- 令和元年から令和3年にかけて四条通の交通量は減少傾向にあるが、混雑しがちな午後の時間帯の市バスの運行状況をみると、**秋の観光シーズン（10月、11月）を中心に設定時間を超えているケースが多い。**

<東行>



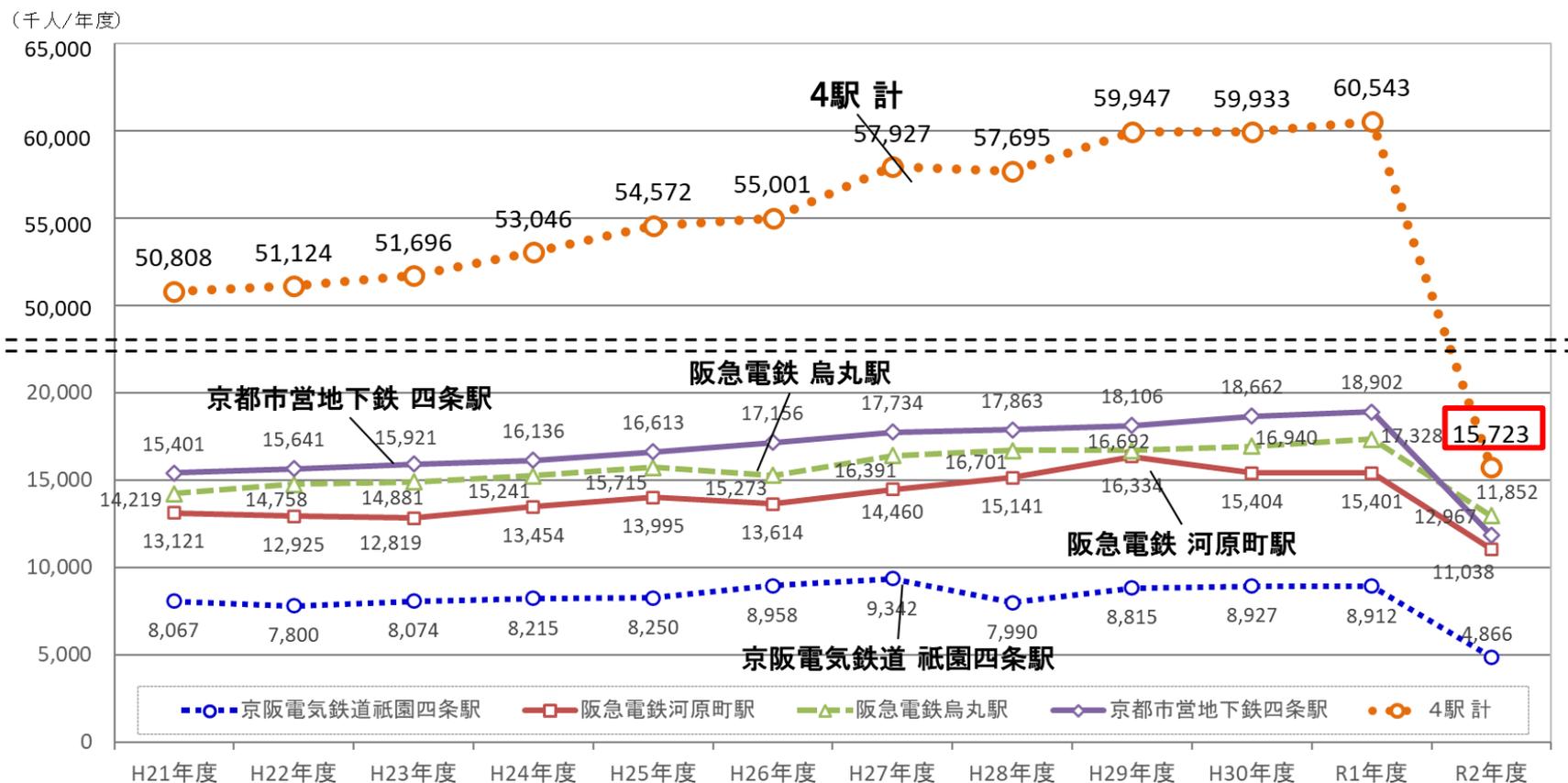
<西行>



⇒東行で4, 5, 10月の交通量, 西行で5月の交通量であれば, 市バスが設定時間内(15分以内)での通行が可能

(4) 公共交通による来訪者数

- 令和2年度の四条通整備区間周辺の鉄道駅の乗車人数は、過去10年で最も少なく、前年比約26%となっている。



※平成28年度に一部事業者の算定方法に変更があった
資料：京都市調べ

図 四条通整備区間周辺の鉄道駅乗車人数の推移

4. 細街路における路上駐停車車両が四条通に与える影響

(サンプル調査)

東洞院通の交通実態調査の実施

細街路での荷捌きが周囲の交通にどのような影響を与えているかを確認するため、過去の調査でもっとも長い滞留長が確認され、かつ、コロナ禍においても比較的交通量が多い東洞院通(南行)の交通量及び渋滞状況についてサンプル調査を実施

調査期間 令和3年4月14日, 15日, 22日の3日間

調査場所・内容

- ①東洞院通(錦小路交差点付近)
→ 南行する交通量及び渋滞長
- ②四条東洞院交差点
→ 青信号時に通過できる車両数

渋滞要因

○ 荷捌き車両

四条通付近での荷捌き車両によって、東洞院通の車両の流れが悪くなる事象を確認 (図星印)

○ タクシー

大丸前タクシー乗り場において、客待ちタクシーのはみだし車両の影響によって四条通(東行)の通行速度低下を複数回確認(図丸印)



東洞院通の交通実態調査の実施

改善策

○ 荷捌き車両対策

物流事業者に対し、交通ルールの遵守を要請(4/15)

⇒ 該当事業者が、集配スタッフ向けに台車等を活用した配達を行うよう周知、案内を実施(4/19)

○ タクシー

タクシー業務センターへ以下2点について協力を要請

- ・タクシー乗り場の巡回指導強化

⇒ 翌15日(木)以降、大丸前タクシー乗り場を起点とする渋滞が大幅に減少

- ・東洞院通を通過するタクシーが多く見られたことからルート変更等の協力を依頼

⇒ 16日付けでタクシー業務センターがドライバー向けに通達を发出

＜東洞院通(錦小路交差点付近)の交通量及び最大渋滞長＞

	4月14日(水)		4月15日(木)		4月22日(木)	
	11:00-11:30	15:00-15:30	11:00-11:30	15:00-15:30	11:00-11:30	15:00-15:30
合計	123台	115台	107台	108台	112台	108台
タクシー(うち空車)	—	48台(44台)	34台(30台)	47台(40台)	48台(40台)	46台(42台)
最大渋滞長	約170m 錦小路通北	約270m 蛸薬師通	約70m 大丸店舗前	約270m 蛸薬師通	約70m 大丸店舗前	約180m 錦小路通北

約90m渋滞長が減少

＜四条通(南行)青信号1回あたりの通過車両数＞

4月14日(水)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	平均
11:35-11:50	11台	10台	6台	5台	11台	8.6台
15:35-15:50	10台	5台	9台	11台	7台	8.4台

4月15日(木)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	平均
11:35-11:50	9台	11台	5台	11台	11台	9.4台
15:35-15:50	12台	9台	10台	11台	4台	9.2台

4月22日(木)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	平均
11:35-11:50	7台	8台	13台	9台	12台	9.8台
15:35-15:50	4台	12台	11台	10台	13台	10台

通過車両数が増加

5. 公民連携事業「KYOTO CITY OPEN LABO」を活用した啓発

四条通へのタクシーマナー啓発看板の設置

概要

タクシー利用者・運転手に対し、道路交通法の周知や取締まりの強化とは違った側面からアプローチする「ナッジ※手法」を用い、行動変容を促すような感覚的にわかりやすい看板等を設置する。

※ 選択肢の制限（禁止や罰金）をせずに、人間の意思決定特性（認知バイアス等）を踏まえた「ちょっとした工夫」で、人々の行動に変化を起こす手法。

実施場所

四条河原町交差点南東角（★） ⇒ タクシー利用者, 乗務員向け
四条通沿道タクシー乗り場（東行, 西行）（★） ⇒ タクシー乗務員向け

実施期間

令和4年2月14日(月)～設置
効果測定期間:(設置前)2/8～2/10, (設置後)2/15～2/17
※いずれも午後2時～4時の間



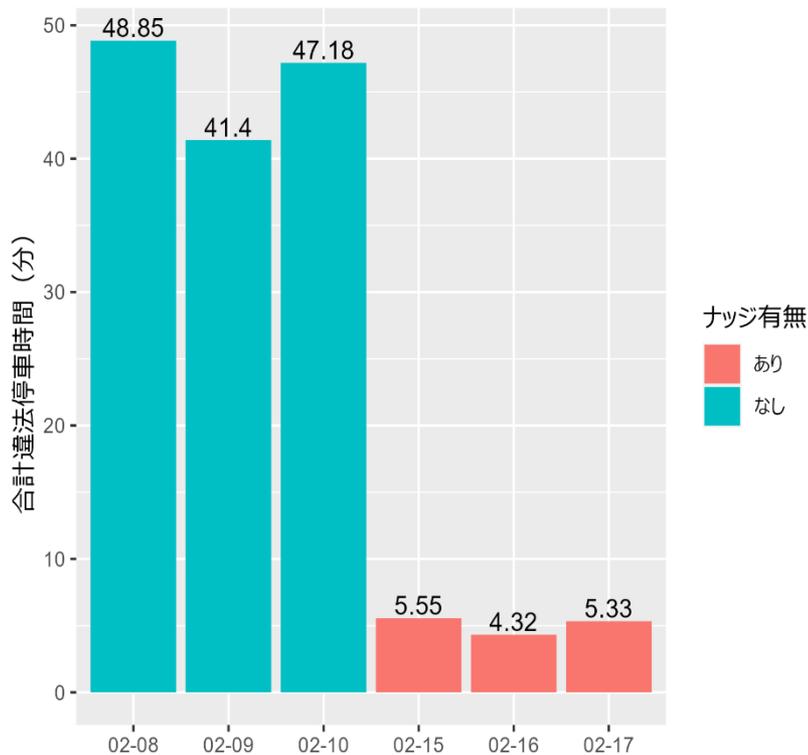
四条通へのタクシーマナー啓発看板の設置

《実証結果1 (四条河原町交差南東角：違法停車時間)》

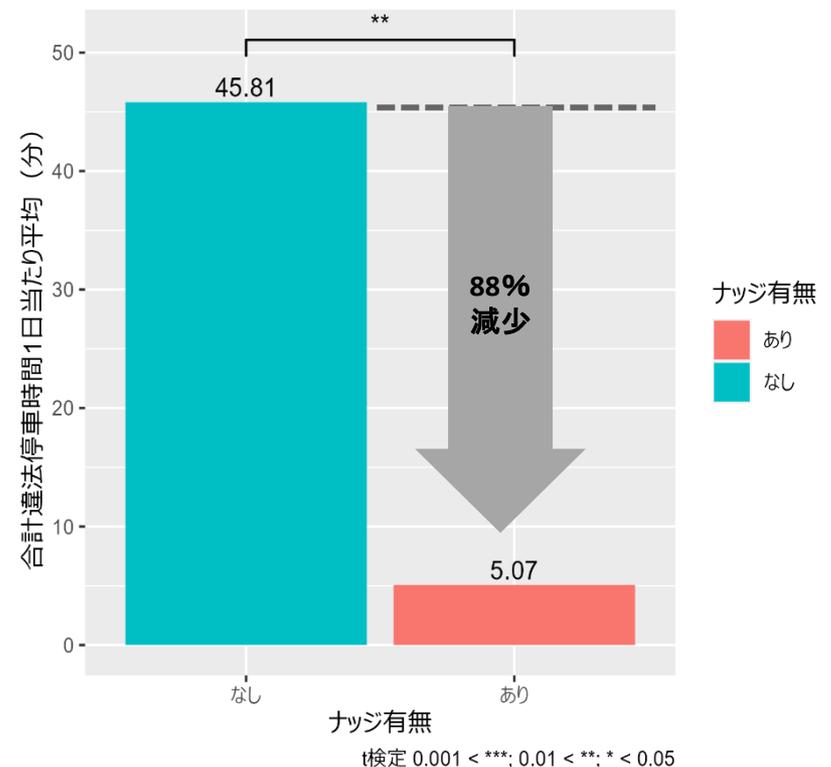
看板を設置後、合計違法停車時間が**約9割減少**。(平均：46分 → 5分へ)

有意差あり

＜日別＞ 合計違法停車時間(分)



＜平均＞ 合計違法停車時間(分)



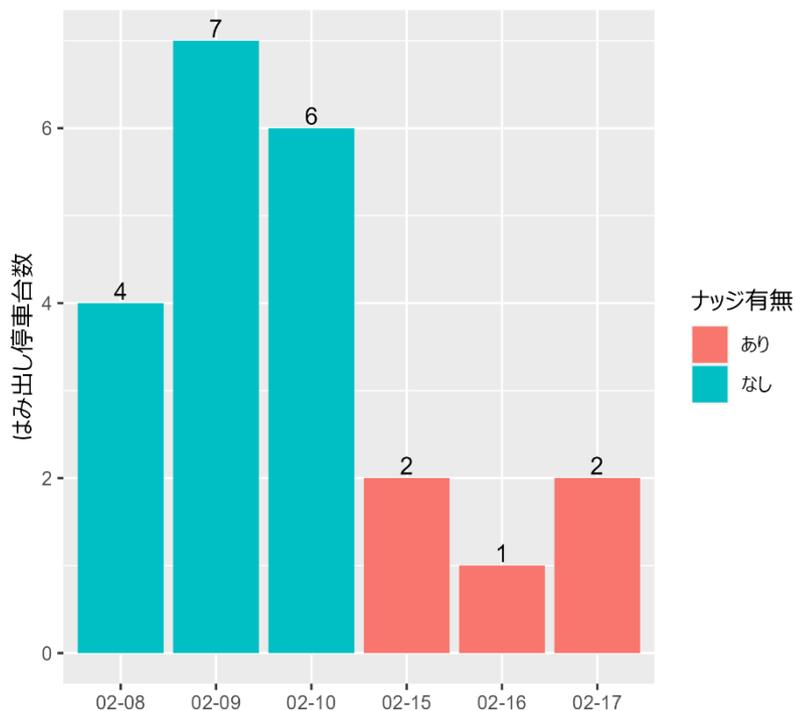
四条通へのタクシーマナー啓発看板の設置

《実証結果2（高島屋前タクシー乗り場：はみ出し停車台数）》

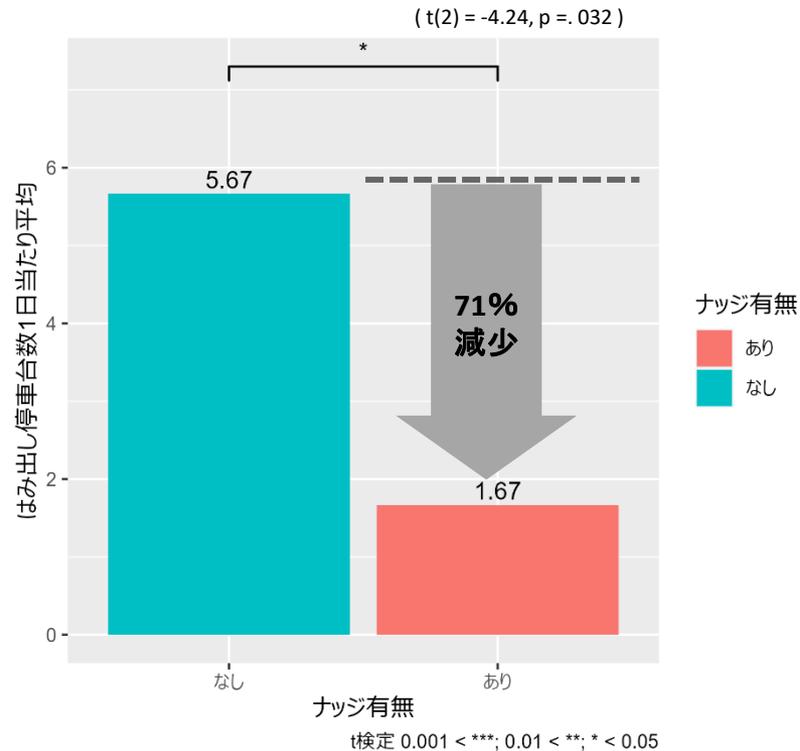
フラッグ設置後、はみ出し停車台数が約7割減少。（平均：5.7台 → 1.7台）

有意差あり

＜日別＞ はみ出し停車台数



＜平均＞ はみ出し停車台数

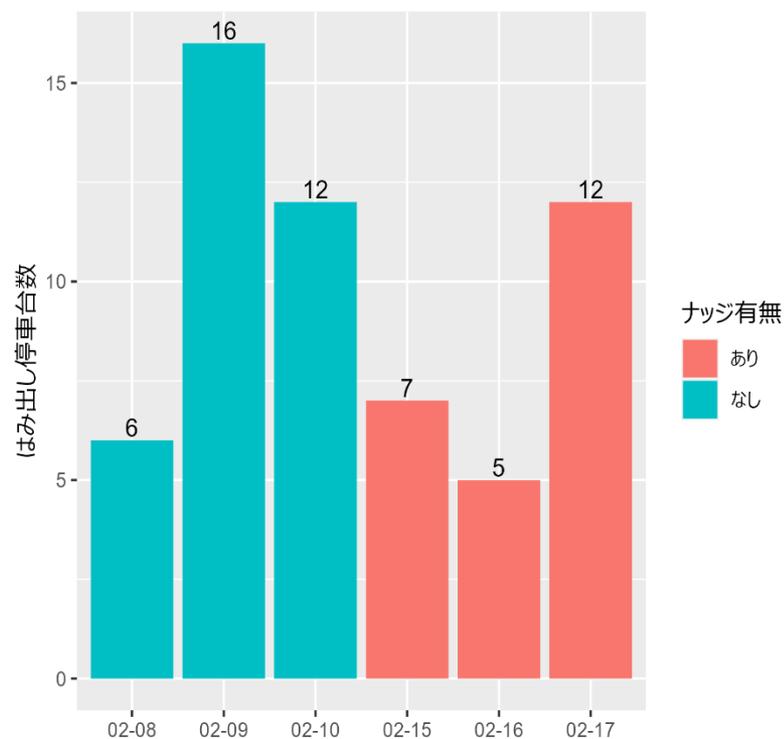


四条通へのタクシーマナー啓発看板の設置

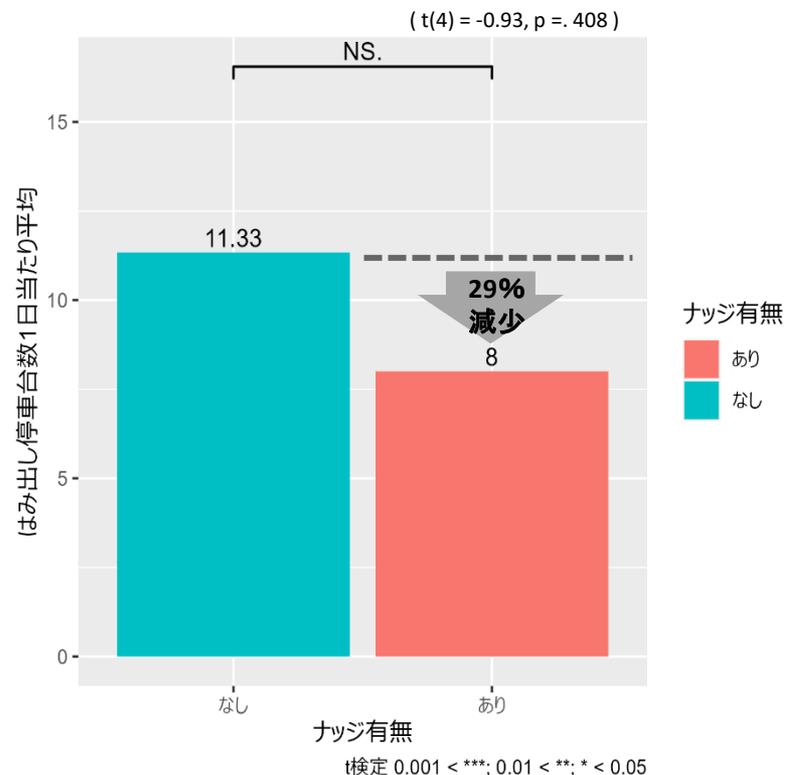
《実証結果3（大丸前タクシー乗り場：はみ出し停車台数）》

フラッグ設置後，はみ出し停車台数が約3割減少。（平均：11.3台 → 8台）

＜日別＞ はみ出し停車台数



＜平均＞ はみ出し停車台数



6. 今後の取組方針について

「歩くまち・京都」総合交通戦略2021

＜策定の経過＞

人と公共交通優先のまちづくりを進めるため、京都市では平成22年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定したが、10年以上が経過し、交通をめぐる情勢は大きく変化。

そこで、新技術の進展や新たな時代潮流を踏まえつつ、都市の魅力や活力の向上を図り、持続可能な都市社会の基盤となる交通まちづくりを進めていくため、従来の総合交通戦略の改訂版を令和3年11月に策定。

「歩くまち・京都」の目標

【目指すまちの姿(目標像)】

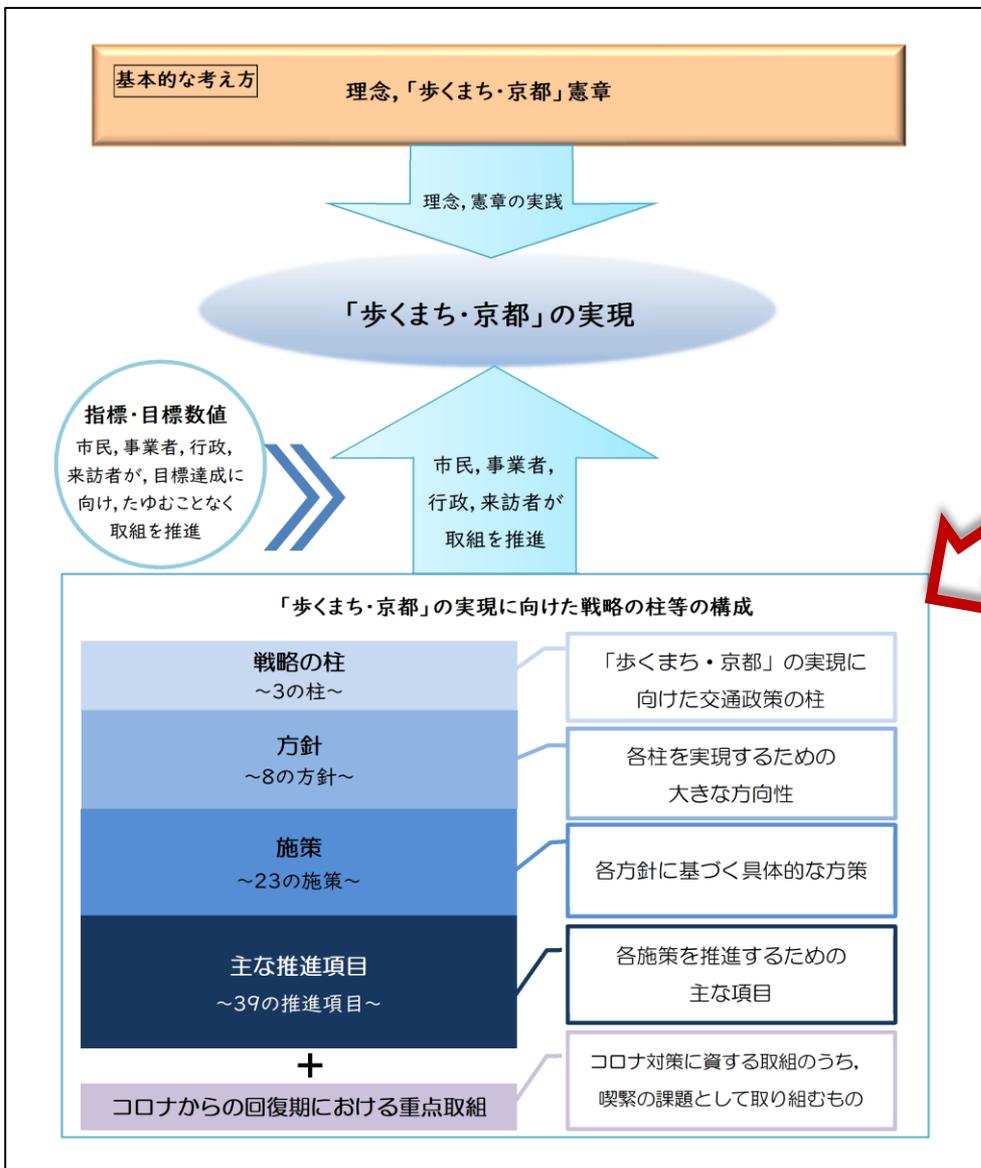
- 発達した公共交通ネットワークによる魅力と活力のあるまち
- 魅力的な道路・歩行空間による「出かけたくなる」「歩きたくなる」まち
- 「歩くこと」を大切にし、スマートなライフスタイルが定着しているまち

【指標・目標数値】

指標・数値目標: 非自動車分担率85%以上

モニタリング指標: 市民の休日における外出率や市民の実感・満足度を設定

＜「歩くまち・京都」総合交通戦略2021の施策体系と本会議での取組＞



「四条通エリアマネジメント会議」での取組

柱2

誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくり

《方針4》

歩く楽しさを感じられる都市空間の創出

【施策12】

安心・安全で魅力的な歩行空間の創出

【施策13】

歩いてたのしい「出かけたくなる」賑わい空間の創出

「歩くまち・京都」の実現に向け、上記の取組を推進

<これまでの状況>

【四条通における指導・啓発】

四条河原町交差点付近の違法な客待ちタクシーや、タクシー乗り場からはみ出し車両が依然として多く、四条通の車両の流れや、市バスの乗降にも影響を与えかねない状況が続いている。

⇒ 違法な駐停車車両の根絶に向け、中心市街地重点路線等クリア作戦などにより、京都タクシー業務センター、京都府警、京都運輸支局等の関係団体と連携した周知・啓発活動を実施。

【マイカー流入抑制】

四条通歩道拡幅事業に伴う公共交通の利便性向上や、パークアンドライドの利用促進施策などの様々な取組により、市内まちなかには公共交通でという意識が市民や観光客に浸透しつつあり、四条通の交通量は年々減少傾向となっている。

⇒ パークアンドライドの利用促進や公共交通利用のインセンティブにつながる情報発信の実施。

<今後>

これまで四条通エリアマネジメント活動は「四条通を適正に利用してもらうための啓発、指導」が主な取組であったが、今後は既存の取組に加えて、無理なく継続できる「賑わいあるまちづくり」や「空間の利活用」について検討し、人々が安心・安全に移動ができる魅力的な歩行空間の創出を目指すと共に、今後は「出かけたくなる賑わい空間の創出」に向けても取り組んでいく。

継続

- ・ フリーペーパー(Leaf mini)を活用したタクシーマナーの周知・啓発
- ・ 中心市街地重点路線等クリア作戦

令和4年度以降

- ・ 民間主体のエリアマネジメント団体の取組を参考にしながら、四条通界隈にふさわしいエリアマネジメントの在り方を検討していく

【参考】民間主体のエリアマネジメント団体の紹介

○ 烏丸通まちづくり協議会

区域	烏丸通(丸太町通～五条通間)
目的	烏丸通が賓客を迎えるにふさわしい通りとなることを目指し、烏丸通沿道の事業者、住民、行政棟の協働により、沿道環境整備の推進や、更なるにぎわい創出に向けた取組を進める。
会費	年会費(1口6,000円)
事務局	株式会社京都新聞COM

烏丸御池カフェ
(R.11.22～23)



【設立経緯】

平成以降、銀行跡地の土地利用転換や賑わいの拠点となる大規模な商業施設や共同住宅が立地し始め、特に四条烏丸界限では、気品の高さを損なう原因となるような施設の出現や、共同住宅の無秩序な立地による商業・業務機能の低下が懸念されていた。

⇒ そこで、地区計画制度を活用した建築規制を検討するため、烏丸通沿道の地権者による組織を設立。

Strategy

① 烏丸ブランドの創出

- 多様な主体の交流
- 直結の情報発信
- 現地で美術と伝統文化を融合するイベント
- 「京都の本質」をテーマとしたイベント

京都の文化を発信し、京都の産業を創出し、集積する



② ビジネス・商業サービス機能の集積 (:道を歩くことがステージとなるような)

- 企業の誘致
- テナントミックスのコントロールと促進
- カフェスペース、リフレッシュスペースへの展開
- 店舗、ショーウィンドウ
- 点在する商業施設をつなぐ演出
- 商店への展開
- 各企業参加のボランティア活動
- 各店舗の回遊性の向上

沿道の一階部分を商業スペースとして活用する

空きスペースの活用

歩道の整備



③ まちなみ景観の形成

- 点在する歴史的建築物のリノベーション
- 明治45年の烏丸通り拡張時移築されたコリノキの再現
- レトロな街灯の設置
- 中央分離帯へのフラッグ設置
- お祭所由精進煮の設置
- 歴史MAP作成

歴史的資源の保全

街路景観の整備

烏丸通りの歴史をPR



④ 上質な歩行者空間

- 歩道の美装化と広縮
- 街路樹の等間隔化
- フラッグポールの設置
- 違法駐輪の罰則や駐輪対策義務の奨励
- 自転車専用道の整備
- 駐輪場増加促進と駐輪対策ボランティア
- 都市型レンタルサイクルの整備
- 統一した街灯の設置

歩道の美装化

自転車に関するルールの見直しと環境の整備



⑤ 環境に配慮した通りづくり

- 美しい通りのづくり(美装・緑化・啓発)
- イメージポスターの作成
- 車庫料金の割引企画
- パークアンドライドの推進
- 観光地誘導のための交通企画
- 透水性舗装の実施
- 緑地の整備と車道センターラインの緑化

公共交通機関の利用推進

京都地下水の確保

歩行者のための環境美化



烏丸通まちづくりビジョン

【参考】民間主体のエリアマネジメント団体の紹介

○ 一般社団法人 ミナミ御堂筋の会-1

区域	御堂筋(御堂筋周防町交差点～難波西口交差点)
目的	<p>まちの資産価値を向上させるため、不動産オーナーが連携</p> <p>Environment 高質なメインストリートの空間・環境づくり</p> <p>Economy 経済・投資活動でまちが潤う仕掛けづくり</p> <p>Empowerment まちの発展を導くマネジメント体制・しかけづくり</p>
会費	正会員(10,000円/月), 賛助会員(5,000円以上/月)
事務局	(株)地域計画建築研究所(アルパック)

定例会(毎月開催)の
議題の共有
(定例会ニュース)→



【設置の経緯】

御堂筋イルミネーションの南進化が検討されている中、「南の御堂筋沿道ではまちづくり組織がなく、各種事業が自分たちの知らないところで進んでしまいかねない」と危機感を持った、ミナミに熱い思いを持った沿道地権者が集まり、情報を得て意見を表明していく民間主導の組織が必要との認識に至り設置。

【活動内容】

定例会、有識者による講演会、御堂筋イルミネーション等のプロモーション活動の実施

【参考】民間主体のエリアマネジメント団体の紹介

○ 一般社団法人 ミナミ御堂筋の会-2



御堂筋チャレンジ
(社会実験) ↑

【ミナミ御堂筋の会が考える「会の意義」】

①御堂筋の区間再編

- ・ 会として事例研究し、実施内容に対する改善提言が行える
- ・ テナントに情報提供できる

②御堂筋イルミネーションの開催

- ・ 連動企画を実施し、効果を最大限生かすことができる

③その他まちの付加価値を高める取組

- ・ 会員共同の取組ができる
- ・ 会としてまとまることで、発言力が増し、行政に耳を傾けてもらえる



2期整備区間 ※工事完成は来年1月予定
新しい歩道で滞在空間を作り、回遊を促します。



モデル整備区間東側
広がった歩道に滞在空間を作り、回遊を促します。



モデル整備区間西側
沿道テナントによるオープンカフェを実施します。